

【民泊施設のご相談等をご希望の皆さまへ】

現在、多くのご相談や届出をいただいております、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

1. 窓口での待ち時間が長くなる場合がございます。
2. 現在、消防法令適合通知書の申請から、立入検査・適合通知書交付まで日数を要する場合がございます。 早めに申請書類の作成・提出をお願いいたします。
また、ご相談からの場合には、さらに申請完了までの日数がかかります。
なお、適合通知書の交付は申請順ですが、日程調整や書類不備、検査時の不良箇所等により前後する場合があります。また、早期交付等のご希望にはお応えできかねますのでご了承ください。 相談等からの場合、適法状態が確認できている場合でも交付まであらかじめ日数に余裕をもってご来署されることをおすすめします。
3. 消防署では、ご提出いただいた図面等をもとに相談や審査を行います。必要な書類や図面等が揃っていない場合、正確な消防法等の判定が困難なため、ご相談や受付をお断りする場合がございます。 図面等の作成方法等がわからない場合は、あらかじめ建築会社等へ図面作成をご依頼ください。
4. 消防職員の現地訪問は、立入検査のみとなります。ご相談や書類作成段階での現地調査・測量等はいたしかねます。
5. 窓口でのご案内は日本語のみとなります。 専門用語を含め十分なご理解・ご対応が可能な方がお越しくください。翻訳アプリ等でのご対応はお断りする場合がございます。
6. 長屋住宅等についてご相談の際は、建物全体の情報をご確認の上でお越しくください。
7. 建物の詳細情報をご存知の方にご来署いただきますようお願いいたします。 必要な情報をお持ちでない場合、正確な消防法等の判定が困難なため、あらかじめご来署をお願いすることがあります。
8. 大阪市保健所へのご相談等がまだの方は、先に大阪市保健所環境衛生監視課（旅館業指導グループ：06-6647-0692）へご相談ください。
9. その他詳細は大阪市ホームページをご確認ください。
外国語案内リーフレットもご用意しております。

